

大型

現行の第1種基準及び第2種基準を廃止し、海技士身体検査基準を以下のとおりとします。

○視力(五メートルの距離で万国視力表による。) ※矯正視力可。

- ・海技士(航海)・・・各眼0.5以上
- ・海技士(機関)・・・両眼で0.4以上
- ・海技士(通信・電子通信)・・・各眼0.4以上

○色覚

船舶職員としての職務に支障をきたすおそれのある色覚異常がないこと

○聴力、疾病及び身体機能の障害の有無 → 旧第2種基準

小型

視力のみ大型に合わせて以下のとおりとします。

○視力(五メートルの距離で万国視力表による。) ※矯正視力可。

次のいずれかに該当すること。

①各眼0.5以上

②一眼の視力が0.5以上に満たない場合であっても、他眼の視野が左右150度以上であり、かつ、視力が0.5以上

○色覚、聴力、疾病及び身体機能の障害の有無 → 変更なし

- ・海技士(機関)、海技士(通信)、海技士(電子通信)に対する色覚検査の追加。
 - ・海技免状の更新・失効再交付の際の身体検査に色覚検査を追加。
- ※小型は従前のおり。

航海

(旧)

	視力	色覚	聴力	その他
海技試験	○	○	○	○
更新・失効再交付	○		○	○



(新)

	視力	色覚	聴力	その他
海技試験	○	○	○	○
更新・失効再交付	○	○	○	○

機関・通信

(旧)

	視力	色覚	聴力	その他
海技試験	○		○	○
更新・失効再交付	○		○	○



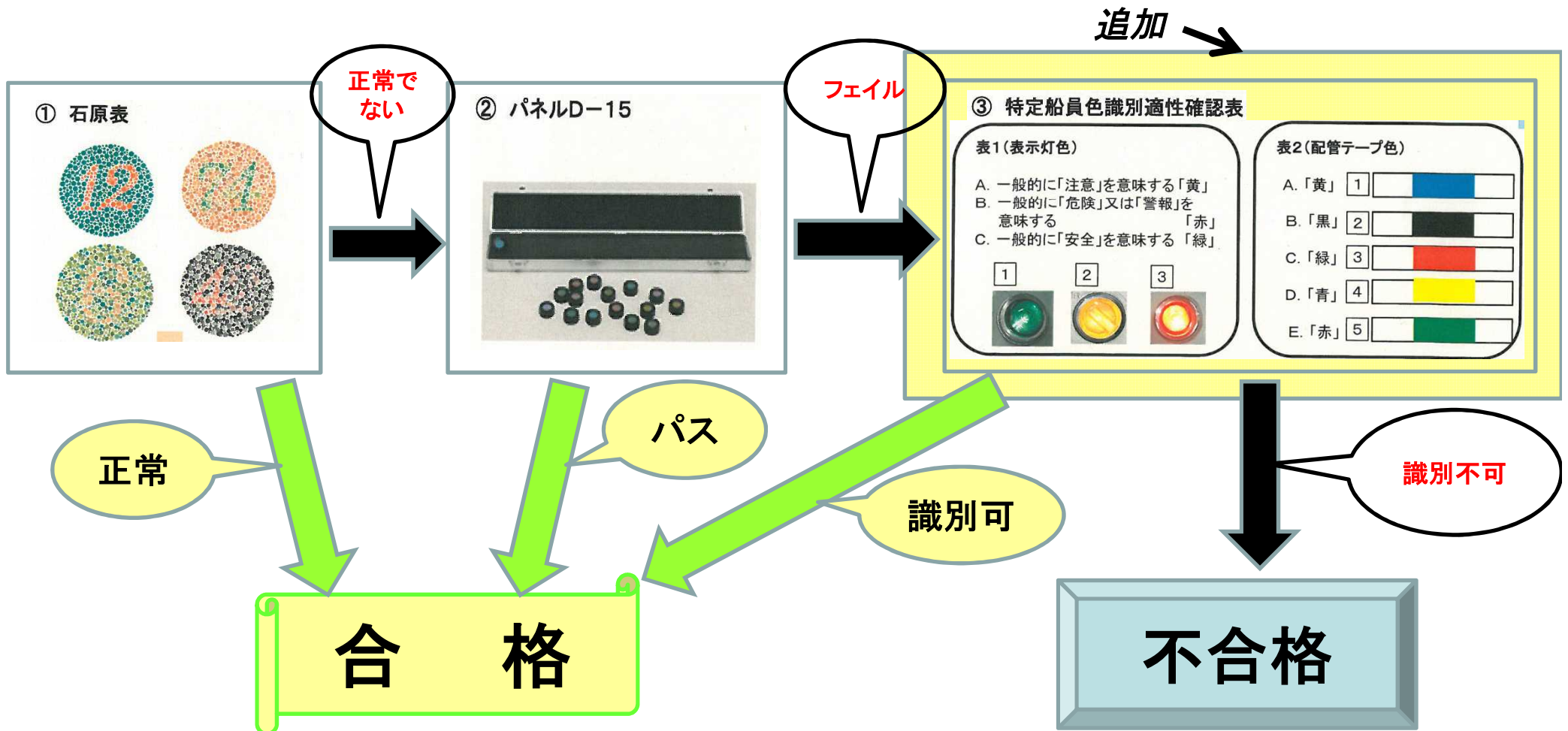
(新)

	視力	色覚	聴力	その他
海技試験	○	○	○	○
更新・失効再交付	○	○	○	○

機関士、通信士に係る身体検査(色覚)の方法

- ① 石原色覚検査表国際版38表(以下「石原表」という。)により正常か否かを判定。
- ② 石原表により正常でないと判定された場合は、パネルD-15により合否を判定。
- ③ ②のパネルD-15で不合格と判定された場合は、「特定船員識別適性確認表」により、業務上必要な色の識別が行えるか否かを確認。(海技士(機関)、海技士(通信・電子通信)の身体検査のみ実施)

※海技士(航海)については、従来通り①及び②により実施



身体検査証明書

- ・身体検査証明書は以下のとおり変更。
- ・身体検査証明書の作成者は、船員法の指定医師に限られ、講習機関の検査員制度は廃止。
- ・施行日前に作成された身体検査証明書は、指定医師により作成されたものでなくても、従前どおり使用可能。

海技士身体検査証明書

(申請者記入)		
氏名(ふりがなをつけること)		性別 男 女
出生年月日	更新をし、又は再交付を受けようとする海技免状に係る資格又は受けようとする試験の種類	
年月日		
現住所		
() () () () () ()		
() () () () () ()		
() () () () () ()		
() () () () () ()		
() () () () () ()		
() () () () () ()		
() () () () () ()		

1. 視力			
裸眼視力 (矯正視力)	左 ()	右 ()	両眼 ()

2. 色覚		
正常	パネルD-15 (Pass・Fail)	その他 ()

3. 聴力	
5 m の話声語の弁別	可 不可

4. 疾病		
疾病の有無	病名及び程度 (疾病のある者の場合のみ記入)	勤務への支障
有 無		有 無

5. 身体機能の障害	
(1) 身体機能の障害の有無	障害の内容及び程度
有 無	

握力 (手指に障害のある者の場合のみ記入)	左 kg	右 kg
-----------------------	------	------

(写真)

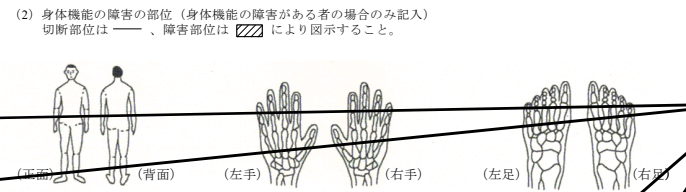
次のような写真を貼り付けること。

1. 縦30mm 横30mm

2. 申請日前6月以内撮影

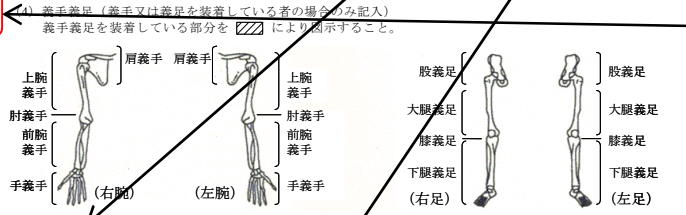
3. 無帽、正面上半身

※写真裏の番号は、指定医師の印とする



(3) 運動機能 (身体機能に障害のある者の場合のみ記入)

① 関節の屈伸			
手指の屈伸	できる	できない	
手の屈伸	できる	できない	
肘の屈伸	できる	できない	
② 障害のある関節 (関節の屈伸のいずれかができなかった者の場合のみ記入)			
手関節	肘関節	肩関節	
左 右	左 右	左 右	
股関節	膝関節	足関節	
左 右	左 右	左 右	
③ 運動機能障害の程度 (膝関節の屈伸ができたが一般歩行が歩けなかった者の場合のみ記入)			
一般歩行	できる	できない	
低重心歩行	できる	できない	
跳躍	できる	できない	



- ① 身体検査証明書作成者は指定医師のみとなる。
- ② 視力基準の変更による。
- ③ 色覚基準の変更による。
- ④ 聴力基準の一本化。

6. 指定医師所見 (受検者の船舶職員としての勤務について指摘すべきことがあれば記入)

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第3の検査項目について 年 月 日 検査を行った結果、上記のとおりであることを証明します。

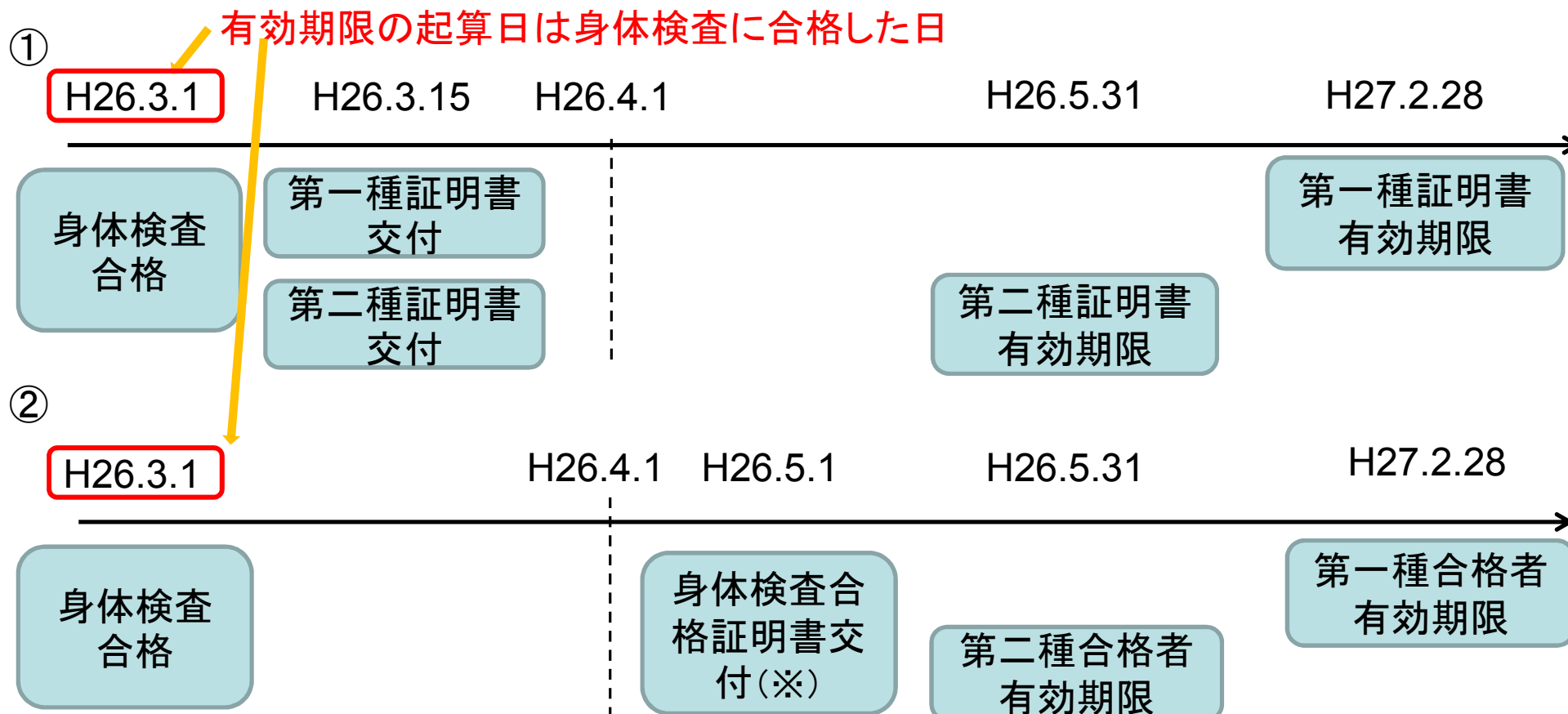
指定医師の氏名

医療機関の名称及び所在地

印

海技士身体検査合格証明書

- ・身体検査合格証明書は海技士身体検査合格証明書に一本化。有効期間は1年。
- ・施行前に交付されている旧身体検査第一種合格証明書については1年、旧身体検査第二種合格証明書については3ヶ月有効(①)。
- ・施行前に身体検査を受け、第一種合格又は第二種合格をした者からの申請があった場合は、第一種合格、第二種合格問わず、新規則に基づく海技身体検査合格証明書を交付(②)。



※第二種合格者については、証明書にその旨を記載すること。